

(論文)

中世村落における古文書の保存と活用

— 榊文書を素材として —

The Use and Preservation of Archives in Medieval Village

吉良国光

はじめに

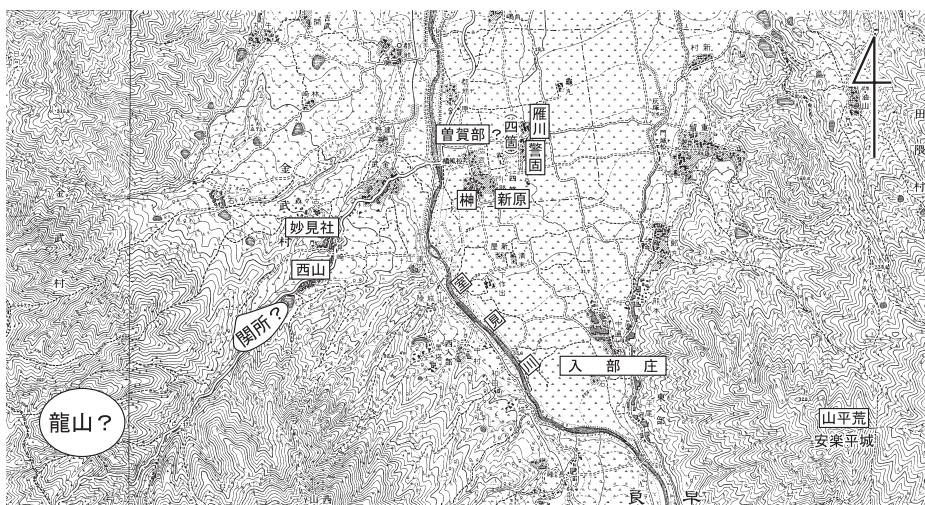
近年の村落社会における文書論の研究は、在地慣行、音声の世界との関連における文書の位置づけ、作成の経緯やさらにそうした文書の収集・保管、活用といった方面にひろがりをみせており、情報機能の重要性にも目が向けられるようになつていて⁽¹⁾。

本稿では、九州では数少ない村落における公的の内容を含む榊文書を素材として、文書の収集・保管と活用について考えてみると⁽²⁾たい。

一節 四箇村について

福岡市の西部、室見川の中流域、室見川に沿つて東側に榊、新原、警固、曾賀部の村々が室見平野の中央に点在している。一五世紀末には、これらの村は例えば「榊村地下⁽³⁾」とあるように、各村毎に地下中と呼ばれる惣的共同体を持ち、又これらの村は地理的にも近接して、「四ヶ村同心⁽⁴⁾」呼ばれる四ヶ村の共同体をも形成していた。他方室見川の対岸、西側には、西山の集落があり、さらに西

図、五ヶ村周辺図



(明治33年大日本帝国陸地測量部『正式二万分之一地形図集成』柏書房)

山の西側には龍山が広がっている。後述するようにこの龍山の用益

をめぐり西山と四ヶ村は「五ヶ村地下中」「五ヶ村名主百姓中」等と呼ばれる共同体を形成している。各村には惣的共同体の中心を担う地侍層があり、後述するように榎氏もその一人であるが、他に新

原氏、有久氏、西山氏等がいる。また四ヶ村の南東にそびえる荒平

山の山頂には、大内氏の早良郡代の城である安楽平城が築かれている。この城は大内氏の早良郡支配の拠点であるとともに、肥前の少弐氏に対処する軍事拠点としての役割も担わされており、防長国人を城衆として指し下し、その給地に充当するため半濟が行われている。それと共に榎氏等早良郡内の地侍層も城衆として安楽平城勤番を命じられており、また新城の築城を始めとする城誘も早良郡内の村々に賦課されている。次に、五ヶ村の内、ほとんど不明な警固村を除く他の村について、史料からわかる範囲で概要を記しておこう。

曾賀部は鎌倉期には、曾加部郷として吉武名を含む広い領域をもつていたが、戦国期には四ヶ村内の一村としてより狭い領域に限定されている。観応二年（一二五二）には足利直冬により松浦党武未授に「曾加部郷拾弐町出羽四郎入道跡」が勲功賞として宛行され、永享六年（一四三四）には、大内氏により「曾賀部半分」がそれぞれ防長国人である安富彈正忠と岡部勘解由左衛門尉に宛行われている。文明二年の安富宗貞給所注文写によると曾賀部村は「三拾石足」であり、文明元年（一四六九）の惣名帳には「弐十八町六段余新開左衛門尉跡之由」とある。また天文十年（一五四二）大内義隆は「曾賀部村六町三段半」を平権長に宛行っている。

新原村は太宰府天満宮領であり、天正十五（一五六七）の天満宮領坪付によると執行坊知行分として新原村について「拾弐町」毎月

廿五日御月忌料所」とある。⁽¹⁴⁾

西山村は博多聖福寺の寺領であり、弘治三年（一五五七）の聖福寺寺領目録には「早良郡内西山伍町之事」とある。後に触れる天文三年（一五三四）の四ヶ村同心申状によると、三〇町以上の田代があり、給人も一〇人いたことが記されている。

榎村については、元亨元年（一二三二）「早良郡榎郷地頭」は地蔵菩薩像一体を造立して定禪寺に納め、翌年開眼供養が行われておる、「定禪寺住持」は地蔵菩薩の胎内にこれら造立の経緯を記している。當時は榎村は「郷」と呼ばれ、郷地頭がいたことがわかる。

弘安七年（一二八四）の史料には「早良郡榎定禪名内藤太郎友重領作」とある。友重はこの定禪名を文永四年（一二六七）以降のある時期に妻の姉佐伯太子より譲られ、佐伯太子は、親父佐太四郎別当（傍点筆者、以下同）より譲られている。ところが太子叔父平等坊実円が押妨したので、太子は文永四年に太宰府守護所に訴え、実円の押妨は停止されている。その後も実円は大山寺に属して訴訟するも、棄却されている。佐太四郎別当と平等坊実円は兄弟で、定禪寺の関係者かと推測される。定禪寺は江戸期は禪宗で、福岡金龍寺の末寺となっているが、以前は天台宗であったという。「大山寺に属し、沙汰を致し」た事から天台宗寺院である太宰府大山寺の末寺化していたと思われる。弘安四年の蒙古合戦の勲功賞として「筑前国

榎定禪領主西願」は正応二年（一二八九）肥前国神崎庄内西郷の田地三町、屋敷一所、畠地等を与えられている。さらに延慶三年（一二一〇）高重法師女子初若是神崎庄内中郷の田地一町六段二丈を東妙寺に寄進しており、それには「亡父榎有久藤内三郎入道、こうあんかせんのちうによて、給ハリてたうちきやうさをいなく候」とある。正応二年の史料は検討を要する史料とされているが、榎氏が

弘安の役の恩賞として神崎庄内の田地をもらっていることは事実であり、「友重」も榎一族と思われる。榎氏は榎郷地頭であり、定禪名はその地頭名、定禪寺はその氏寺であった事が推測される。正和五年（一二一六）少弐貞経は「榎定禪地頭」に博多前浜石築地破損の修理を命じている。その後、建武三年（一二三六）には博多聖福寺惣門の宿直⁽²⁾を行い、南北朝期には鎮西管領一色氏の軍勢催促などが見られるが、基本的には少弐頼尚・冬資等の指揮下に属して、各地に転戦しており、少弐冬資から肥前与賀庄内田地や早良郡内の所領を給分や兵糧料所として預けられている。さらに応永九年（一四〇二）には筑前国志摩郡志登社地頭職の件で、新原氏と共に少弐頼貞の使節を二度にわたって務めている。その後一五世紀末期には、榎氏は後述するように榎村の中心的立場に位置する地侍として活動しており、他方天文元年（一五三三）の史料によると防長国人である山形氏が「榎村拾町之地」の給人として名前が見える。

二節 龍山の用益について

榎、新原、警固、曾賀部、西山の五ヶ村の共同用益地である龍山の利用について、史料上最初に確認できるのは文明十七年（一四八五）である。この年、多郷（下村）より、龍山の木を切る事態が出来し、それに対しても五ヶ村は郡代に訴え、郡代遠田兼常から多郷（下村）の利用を禁止する下知状が五ヶ村名主百姓中に出されている。下村が単独で龍山の木を切る事態は不可能であり、おそらく西山屋次郎太郎が札銭等を徴収して、木を切らせた、というのが事実に近いと思われる。

その後、延徳二年（一四九〇）になると、今度は五ヶ村内部で龍山の利用めぐり、内部対立が惹起している。西山の庄屋である次郎太郎が「山之口」を質物に置き、有田の（庄崎）与三兵衛に売るという事件が起き、これに対して「五ヶ村引き合ひて、已に一大事に及ぶ」とあり、西山と外の四ヶ村の間で、実力行使に及ぶ事態が出来している。他方、西山以外の他の四ヶ村は榎、有久、新原氏等を中心として、西山村の領主である聖福寺に訴え、同時に郡代である遠田兼常にも訴えている。郡代遠田兼常及び聖福寺は、五ヶ村の武力衝突を、無為に取りなす一方で、次郎太郎を地下から追却し、その闕所地を有久氏に預け置く事により、事件は一応の結末をみている。

西山庄屋次郎太郎が、「山之口」を質物に置く、という事態の背景には、他の四ヶ村と違つて西山村と龍山の固有の関係がある。「山之口」とは「龍山公事」とも呼ばれ、龍山利用税の事で、この山を入会地として使用している五ヶ村については、「人足之事、小百姓者壹年三ヶ度可勧候、侍分之人者、狩河之時、可被出之及候」とか「龍山之事、上代以来于今、彼山公事二方へ仕来候、聖福寺へ脇名子百姓年中三度被召仕候、侍分之者、入部庄御領主へ狩河并年中二度入⁽²⁾口⁽²⁾を被召候、此儀より外にハ山公事無御座候」といわれているよう、小百姓とか脇名子百姓と呼ばれている弱小農民は年中に三度の夫役を西山の領主である聖福寺に、侍身分の者は狩河と年中二度の夫役を入部庄領主に負担しなければならなかつたが、それ以外は全て免除されていた。そして、もし五ヶ村以外の村が龍山を利用するようなことがあつた場合は、札銭を納めて、利用札をもらう必要があつた。聖福寺と入部庄領主の両方に龍山公事を勤仕する理由は、龍山 자체は入部莊内に含まれており、一方「西山村山

之口役」とあり、龍山の利用をチエックしたり、利用税を徴収したるする施設（後に述べるように関所）は西山に含まれていたためである。また龍山を利用する場合に西山内の道を通ることから、聖福寺は「道之公事」と呼ばれる税を徴収しているようである。⁽³⁴⁾ 龍山は現在名称は残されていないが、『筑前国統風土記拾遺』の金武村の項には、「龍山」について「曲淵山堺」、「本編には立神山と有。今は龍山龍峠など、唱ふ。古文書に聖福寺領龍山と有。村の西南の山の惣名なり」とあり、龍峠について「曲淵石原山堺」「龍峠を越て飯場村に至」とある。西山は江戸時代金武村に含まれており、西山から怡土郡飯場に至る峠付近の山が龍山であろう。西山の西方の龍山と思われる山から流れ出て、西山の集落を通り、室見川に注いでいる川は「竜谷川」と呼ばれている。そして、この飯場に至る街道沿いで、しかも龍山への入口にある場所に関所が設けられていたと思われる（図を参照）。この関所は肥前街道の曲淵、飯場から早良平野に出る出口にあたり、軍事上の重要性から「郡代扶助閑」と呼ばれ、早良郡代の管轄下にあつたが、同時に龍山への出入り・利用者のチェックもここで行っていたものと思われる。「猶洗礼をそむき、山事無正体仕成候者、郡代扶助閑之事、此方家人ニ可申付候由、西山次郎太郎ニ可被申付候」とか「山之口次郎太郎進退及者、閑之事、兼常家人ニ申付候」とあるように、関所と「山之口」は別の内容でありながら、セットで使われており、この場合、西山次郎太郎が龍山の正体をなくすようなことをしたり、「山之口」を質物に置いたりするようなことがあれば、関所は郡代遠田兼常の家人に申し付けるぞ、と脅し文句を言つているが、基本的には西山村庄屋次郎太郎が龍山と「山之口」及び関所の管理・支配を行つており、次郎太郎が追放された後は、後述するように西山庄司が関所・

「山之口」の支配を聖福寺から認可されている。それはおそらく龍山が本来的には西山の入会地^{II}共同用益地であることに由来すると思われる。それが歴史上のある時点で、早良平野の中央部に位置して、村内に山野を持たない榎、新原、警固、曾賀部の四ヶ村との間で取り決めが成され、五ヶ村の共同用益地とされたものであろう。しかし龍山とその利用に関する実際上の管理は從来通り西山村にあつた。他方領有権上からみれば、西山は聖福寺に、龍山は太宰府天満宮領入部荘内に含まれるという、かなり複雑な入り組んだ関係にあつた。こうした事が、西山次郎太郎が「山之口」を売却した背景にあり、この後次に述べるように、龍山の利用をめぐり、四ヶ村と西山の温度差の違いが現れる基本的な要因である。

その後、天文十三年（一五四四）になると、聖福寺（円覚寺）・西山と四ヶ村の間で、龍山利用をめぐり激しい対立がみられる。基本的にには仕掛けたのは、円覚寺と西山の下司因与康である。円覚寺は福岡市博多区御供所町に現存する臨済宗妙心寺派の古刹で、円爾弁円や蘭溪道隆等入宋僧や來日僧の止宿・仮寓した寺院として知られているが、この時期西山の預所的 existence として、庄務を取り仕切つていたと思われる。円覚寺はこれまで五ヶ村の龍山利用を認可してきた郡代遠田兼常下知状や聖福寺僧元庵等の連署状等を「証拠為べからず」「入間敷候」として否定して、四ヶ村の龍山利用を認めず、更に「道之公事」に事寄せで聖福寺領で有ると称して、郡中衆に切り払わせようとした。それを実行に移したのが西山下司因与康である。天文十二年の事と思われるが、因与康は「此龍山者誠少所候之處、太山相統候如脇山口、札錢を過分可被召之由候て、御郡内村々、山門、橋本、姪浜津已下被申合、札錢を被召、札をくはり候て、人馬済々被入候て、はや／＼悉白野に切成候」、そのため（竜

谷川の）水が涸れたが、この水が懸かる田は三〇町程あり、給人も一〇人程いる。更に西山村の妙見神社の神域の木を悉く切り払い、用木は諸人に売り、用木にならない木は妙見社内に炭窯を構えて、炭を焼いた。そのため妙見社の神域から流れ出る水も涸れてしまつた。これに対し五ヶ村の名主百姓は天文十二年の春から翌十三年の二月まで郡代の下知状や聖福寺僧の書状を支証として訴えたが、認められず、天文十三年二月十四日を山開きの期限として郡中衆に龍

山の利用を認可し、五ヶ村の名主衆が押し寄せる様なことがあれば、実力で阻止するよう因与康に命じている。これに対し名主等は郡内村々の龍山の利用を防ぐため、四ヶ村内に道を掘り切った處、本当に二月十六日姪浜、山門の村から人馬が済々罷り上つてきたので、追い返した。以上のことを記した四ヶ村同心申状案には「就円覺寺被仰事令言上候」とあり、郡代大村興景のもとで行われた円覺寺との相論に関する申状であり、宛所の「布^口式部丞」は郡代の関係者であろう。また同申状には、因与康が牛尾氏に対し、西山村は五ヶ村から抜けるよう強要した旨が記されている。牛尾氏は「西山村牛尾次郎太郎」と云われており、庄屋追放後の西山村の有力者であろう。因氏については天文四年（一五三五）「飯盛宮之内坂之下屋敷二ヵ所之事、以因与三兵衛尉方御百姓可被召之由、愁訴仕候處、則付給候、祝着候」とある。因氏は飯盛宮の鎮座する戸栗郷から西山にかけての地域を活動の拠点とする地侍層であろう。因与康は先程述べたような龍山に関して西山と他の四ヶ村の基本的な権利関係の相違を利用して、西山の五ヶ村共同体からの離脱を強要したものであろう。総じて、聖福寺（円覺寺）はこうした在地土豪因氏を西山の下司職に登用し、因氏と共同歩調を取りながら、龍山の用益から四ヶ村と入部庄領主（代官・給主は神代氏・大村氏）を排斥

して、権利の独占的確保を図っている。これに対し、郡代大村興景は天文十三年三月廿一日、先の郡代遠田兼常下知状や聖福寺寺衆連署状を証拠為るべからずとすることについては「愚慮に及び難し」とし、また龍山は入部莊内で、神代正綱と大村興景が当知行している山であり、近年聖福寺が「道之公事」に事寄せ、寺領である旨称している事について、入部庄百姓からの訴えを受けて、「以公儀一着之外、不可有他事候」としている。

この事件の結末は「因与康下司職之時、猥被申付他郷仁等、企乱例之条、對聖福寺徒五ヶ村遂愁訴、与康下司職被改替」とあるように、因氏の下司職は改替せられ、同年十二月十二日には聖福寺により蘭叔坐元が西山庄司に補任され、閔・「山之口」については先例通り沙汰するよう命じられている。そして円覺寺に代わる者として大円寺住職用秀なる者が庄主として登場くる。大円寺については『筑前国続風土記拾遺』の早良郡西入部の項に「黒谷に在。古刹なり。鏡智山と号す。禪宗濟下崇福寺の末なり」とある。江戸期には崇福寺末となつてゐるが、戦国期には聖福寺の末寺ではなかつたかと思われる。そして大円寺用秀と五ヶ村衆の間で龍山・「山之口」役をめぐる相論が郡代大村興景の下で展開され、天文十三年十二月廿八日裁許が下されている。「聖福寺領ニつき龍山之儀、各連署之状ひけん仕候、右之趣不及分別候、其故者、彼山者いにしへこのかた寺家より申つけられ候而相留候事、其かくれなく候所、今に至り如斯きの違乱者、對寺家では御相違と存候、能々御分別可被成事、專ニ存候」とする大円寺用秀に対し、五ヶ村は後述するよう聖福寺僧からの直書、郡代の裁許状等を支証として差し出し、龍山利用が先例である旨主張している。郡代大村興景の裁許は「所詮為用秀者、可被守先例之旨事、法云道理云可為肝要之由、依申渡之、慥

被分別、令落着畢（中略）万二於此上、他郷之仁等令伐採者、從五ヶ村地下中、可被相留事肝要候」とあり、五ヶ村の全面的勝訴となつてゐる。

三節 榊文書について

榊文書は正応二年（一二二八九）三月十二日の蒙古合戦勲功賞配分状から慶長八年（一六〇三）三月廿九日の新四郎・平右衛門・刑部丞連署証文までの三九通と系図・屋敷図からなる。鎌倉時代二通、南北朝時代八通、残りはほとんどが室町戦国期である。鎌倉期の物は先に記した蒙古合戦勲功賞配分状と石築地の修理に関する内容の物である。南北長期の物は軍勢催促や軍忠状等の合戦関係の文書が大半を占め、発給者は少弐氏が六通と最も多く、他に一色直氏の物も一通ある。鎌倉・南北朝期の物は、蒙古合戦配分状を除き、すべて正文であり、そのほとんどが榊氏に宛てられており、榊氏が当然所持すべき文書である。

室町戦国期の物は、売買や借券等のいわゆる私的内容の類と大内氏の早良郡代や聖福寺等との間で交わされた公的な内容の物に大別できる。

私的内容の物は（表（1））、田地・屋敷・子供等の売券、出举米、銀子等の借用類でほとんどが正文である。発給人・宛所共に榊氏は全く名前が見えず、そうした意味では、榊氏とは関係のない文書群のようにも見えるが、おそらくはこの文書群の大部分は、売買・質入れされた田地や屋敷の移動に伴つて文書も移つており、最終的に榊氏の所有する所となつたものであらうと思われる。

表(1) 私的内容の文書

年月日	差出人	宛所	内 容	正・案 ・写	卷・号
1 永正8・12・6	小金丸弥太郎		出举米6斗の借用	正文	4・1
2 弘治3・10・20	?	?	役人中牟田氏に祝として本器三斗遣わす	案	3・2
3 永禄6・12・29	能美三郎	曲淵刑部丞	糲5斗を借用し、子くす松を入れ置く	正文	4・4
4 永禄10・11・3	宗伯	?	茶臼・鐘子等の渡状	正文	4・11
5 永禄13・3・7	宗白		出举米3斗2升の借用	正文	4・5
6 元亀2・3	左馬□	掃部丞	壳券。	?	4・6
7 元亀2・12・15	河上村弥五郎		田地4段を10カ年を限り、米8斗で売却	正文	3・5
8 天正4・2・7	けこ村太郎次郎		出举米1石・銀子20文目の借用	正文	4・7
9 天正5・11・20	?	中牟田弥三郎	古川行事屋敷を9文目で売却。	?	4・8
10 天正5・12・9	助二郎	中牟田弥三郎	米2斗5升の借用	正文	4・9
11 天正7・11・15	善助	源六	子供宮松（13才）を銀子45文目で売却	案文	3・3
12 天正10・2・13	杉弥右衛門尉	中牟田与三左衛門尉	米1石6斗で田地売却	正文	4・14
13 文禄5・3・15	いしかま九郎左	庄屋三郎左衛門尉	田代の売却	正文	4・12

表(2) 公的内容をもつ文書

	年月日 (巻・号)	文書名	宛所	内 容	正・案 ・写
1	文明 17・7・6 (5巻1号)	遠田兼常裁許状	五ヶ村名主百姓中	早良郡代遠田兼常、五ヶ村の龍山利用を認め、他郷の利用を禁止する。神代武綱の裏書有り。	正文
2	延徳 2・12・29 (5巻2号)	聖福寺僧宗藤・宗裕・元奄連署状	新原十郎右衛門尉・榎雅榮助・有久美濃	聖福寺、西山庄屋が寺家に対し緩急したので、地下を払うよう、「ひ口殿」に申した旨、伝える。端裏書あり。	案文
3	延徳 3・2・12 (5巻3号)	遠田兼常裁許状	有久美濃守・榎雅榮助・新原十郎右衛門尉	早良郡代遠田兼常、西山「山之口」につき、以前裁許の通り、五ヶ村の利用を認め、西山次郎太郎質物に置く件につき、山の口役の勤仕を命じ、山之口・龍山を次郎太郎が進退すれば、関は兼常家人に申し付け、寺社給人領不作無きよう命ず。神代武綱の裏花押有り。	正文
4	延徳 3・4・17 (3巻6号)	聖福寺僧宗藤・元奄・用学等連署預ケ状	有久次郎	聖福寺、西山次郎太郎「山之口」を有田に売り、納所公事年々無沙汰を致すにより、地下を追い出し、欠所内2段を有久氏に預ける。端裏書あり。	案文
5	享禄 2・3・24 (4巻2号)	大内氏奉行人連署 壁書		大内氏、徳政につき10箇条からなる条例を定めおく。	案文
6	享禄 3・7・19 (4巻3号)	大村重繼書状	御城衆各中	早良郡代大村重繼、徳政が出された旨を告げ、城番の馳走を命ず。端裏書有り	案文
7	天文 6・6・1 (2巻12号)	重満・永任・護則 連署定書	榎村地下中	早良郡新御城屏加増誘につき、2尺5寸をさしあき、残りの5尺5寸を勤めるよう命ず。裏書あり。	正文
8	天文 13・3・2 (5巻4号)	四ヶ村同心申状	布口式部丞	四ヶ村同心、龍山の利用に付き、円覚寺及び因与康の非法を3箇条にわたり訴える。端裏書あり。	案文
9	天文 13・3・21 (3巻1号)	大村興景書状案	円覚寺	早良郡代大村興景、龍山は入部庄内で神代正綱と興景知行の處、円覚寺が、道の公事に事よせて寺領の山と称するを停止せしむ。端裏書あり。	案文
10	年未詳 3・22 (5巻6号)	同心書状	新原六郎	龍山公事、聖福寺(脇名子百姓年中2度)と入部庄領主(侍分狩河・年中2度)以外山公事無い旨、披露を頼む。同心花押有り。	正文
11	天文 13・12・12 (3巻4号)	聖福寺僧安下知状	西ノ山百姓中	西山の庄司に蘭叔を補任。関、「山之口」、往古の如く、彼下知に従うべし。端裏書あり	案文
12	年未詳 12・17 (5巻5号)	聖福寺納所玄実書 状	五ヶ村各中	西山庄司に蘭叔を補任し、「山之口」は以前のように沙汰すべき旨申し与えた旨を告げる。大円寺用秀の裏署判と端裏書あり。	案文
13	天文 13・12・28 (5巻7号)	大村興景裁許状	五ヶ村地下中	早良郡代大村興景、西山村「山之口」役に関し、庄主大円寺用秀と五ヶ村衆の相論を裁許し、五ヶ村の龍山利用を認める。	正文
14	年未詳 7・20 (5巻8号)	庄主元総裁許状	有久伊豆入道・新原大膳進	西山「山之口」につき、五ヶ村より聖福寺に愁訴有り、前々の旨に任せ、扶持すべき由、伝える。	正文

(現存しない榎文書)

15	天文元 6・28 (永田秘録)	大村重繼書状	有久和泉守・榎治部丞	飯盛宮祭礼行事役屋敷事、7ヶ所とする給主山形兵部丞の訴えを受けて、先例を守るよう命ず。	写
16	(天文13) (太宰管内志)	大円寺用秀書状	五ヶ村各中	龍山は聖福寺より仰せ付けられたもので、この様な違乱は寺家にたいする相違であるので、よくよく分別すべき由を申す。	写
17	天文13・12・28 (太宰管内志)	新原讀岐守書状	五ヶ村地下之内	大村興景裁許の内容を伝える。	写

次に、公的な内容を持つ物についてみていくことにしたい（表（2））。内容は大内氏発布の徳政令に関する物（五、六）、安楽平城の城誘に関する物（七）、それ以外は全て五ヶ村と聖福寺や大内氏の早良郡代との間で交わされた龍山の利用に関する内容の物である。正文六通、案文八通からなっている。宛所は榎氏個人に単独で宛てられた物は一通もなく、有久・新原氏等と共に連名で宛てられた物（二、三）、榎氏がその一員である集団に宛てられた物として榎村地下中（七）、五ヶ村（各中・地下中・名主百姓中）（一、一二、一三）（安楽平）御城衆各中（六）がある。榎氏ではなく、有久氏や新原氏、西山百姓等に宛てられた物（四、一〇、一一、一四）も含まれている。これらが榎文書中に存在する事の歴史的意味について考えてみるとしよう。

先ず、榎氏を含む集団に宛てられた物から見ていくことにしよう。七号文書の重満・永任・護則連署定書は、「榎村地下中」に宛て、早良郡安楽平新城屏の加増誘に関する物で、二尺五寸を免除するので、残りの五尺五寸の屏足を勤めるよう命じた物である。榎氏がこの文書の正文を持つていることは、榎村地下中の代表的立場において、榎村住人を指導して、新御城屏の誘を行っていたことが理解できる。また六号文書は、案文で、安楽平城督大村重継が（安楽平）御城衆各中に宛てた物である。安楽平城衆が大内氏に徳政の愁訴を行い、それに対して大内氏から徳政実施の奉行人奉書が出された。それに五号の徳政壁書と杉興重と貫武助の書状の案文を作成し、裏を封じて、安楽平城衆に施行し、城番の馳走を命じたのが六号文書である。この文書の案文を榎氏が所持しているのは、云うまでもなく安楽平城衆であつたからであり、安楽平城督の指揮下にあつて安楽平城の城番をはじめとする軍事的行動をとつていたもの

と思われる。又、文中に「万、一若輩の方、条数之前、無分別有非分之儀者、太不可然候、能々可被仰談候」とあり、榎氏を含む安楽平城衆には、徳政の実施にあたって、壁書の内容を在地によく説明して、トラブルが起らぬよう務める事が要請されており、徳政の実施にあたつても、在地において円滑に行われるよう指導的立場にいたものと思われる。

次に五ヶ村に宛てられたものをみていく。一号と一三号は五ヶ村の共同用益地である龍山の用益に関する郡代の下知（裁許）状である。一号は、前述したように文明十七年、他郷の龍山利用を禁止し、五ヶ村の用益を認めた郡代遠田兼常の裁許状である。一三号は、天文十三年、龍山・山の口役をめぐる大円寺用秀と五ヶ村の相論に関する郡代大村興景の裁許状で、前述したように五ヶ村の勝訴となっている。二通共に正文であり、榎氏が「五ヶ村地下中」或いは「五ヶ村名主百姓中」宛の正文を所持している事は、まさにこれら五ヶ村の共同体の中心的・指導的立場にいた事を明示している。次に一二号文書は一一号文書と共に聖福寺が蘭叔坐元を寺領西山村の庄司に補任した事に関するもので、一一号は補任したので「閑・山口等、如往古、可隋彼下知」旨を「西ノ山百姓中」に、一二号は「山之口等事、如前々可被申付由、申与」の旨を「五ヶ村各中」にそれぞれ伝えたものである。一二号は端裏書に「対五ヶ村聖福寺納所返状案文」とあり、五ヶ村からの問い合わせに対して答えたものである。五ヶ村が問い合わせたのは、西山庄司が龍山・「山之口」役に関する管理・支配権を持っていたからである。案文であるが、裏書が「大円寺用秀（花押）」とあり、正文は五ヶ村の他の誰か（おそらく有久氏、新原氏のいずれか）が所持し、榎氏等には、庄主である大円寺用秀が案文を作成し、自身の裏署判を据えて正文に

準する機能を持たせたものと思われる。

次に、新原・榊・有久の三名に宛てた文書が二通榊文書に含まれている。三号文書は正文で郡代遠田兼常が三名に、二号文書は案文で聖福寺が三名にそれぞれ宛てた物である。内容は何れも西山庄屋次郎太郎が「山之口」役を質物として庄崎与三兵衛尉に入れ置いた事に関する物である。この内三号文書と同じ文書の写が明法寺榊家の近くの有久家に伝えられている（写真①参照）。ほぼ同時代の物と判断され、文言は三号文書と全て同じであるが、端裏に榊文書の正文には無い

「有久美濃守殿

榊雅楽助殿

新原十郎右衛門殿

遠田岩見守
兼常

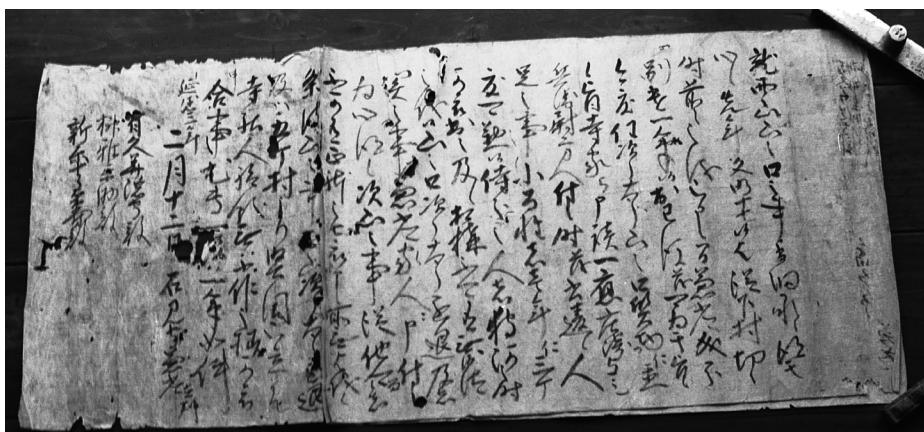
榊雅樂助殿

新原十郎右衛門殿

とウワ書に当たる部分が記されおり、署名箇所は「石見守兼常

在判」とされている。榊文書にはない端裏表書があることから、この写は、榊文書の写ではなく、おそらくは有久氏に遣わされた文書の写であろうと思われる。榊文書の正文にはウワ書が無いことから封紙（懸紙）に入れられており、有久氏に遣わされた物は封紙（懸紙）に入れずに渡された可能性もある。この場合、榊氏宛のものがより正式な形式であることは言うまでもない。三名宛であるが、正文は榊氏に遣わされ、有久・新原両氏には案文が遣わされたものと思われる。また聖福寺が同じく三名に宛てた二号文書は案文で「有久美濃殿 御報 聖福寺 元奄」の端裏書がある。

従つてこれは有久氏に遣わされた物であるが、後述するように天文十三年の円覚寺との相論において支証として提出するため作成された案文（写）であり、その時榊文書に含まれることになったものと思われる。勿論榊、新原の両氏も同内容の文書を所持していたは



写真① 有久家蔵、遠田兼常裁許状写

ずであるが、榊氏は比較的早く紛失していたと思われる。以上の二通は、内容からすれば、当然「五ヶ村」宛に出されるべき物であるが、三名宛になつてるのは、内容が五ヶ村地下中の中心人物のひとりである西山次郎太郎の非法に関する物であるためであろうか。これらのことからまさに五ヶ村地下中の中心的・指導的立場に榊・有久・新原等がいたことがわかる。

次に、榊氏が直接受け取るべき立場になく、従つて何らかの方法により入手した文書についてみていく事にしたい。先にも触れた一号文書は聖福寺僧安が西山庄司に蘭叔坐元を補任した事を「西

ノ山百姓中」に伝えたもので、龍山の「山之口」役の沙汰権を持っている西山庄司の補任は榎氏にとつても重要な事項であつたため、おそらくは西山百姓か或いは聖福寺から写を入手したものと思われる。四号文書は西山次郎太郎が納所公事を無沙汰し、「山之口」を有田（庄崎与三兵衛尉）に売却した事により、地下を追い出し、その跡の闕所地内二段を聖福寺が有久次郎に預けおいたものである。宛所は紙継目より後欠で、欠落しているが、端裏書には「有久次郎殿 聖福寺 元奄」とあり、有久氏に宛てられた物である。これも榎氏は、直接授受すべき立場にはない文書であるが、内容上「殊山之口を偷候て、此春有田に売候に仍而、五ヶ村引合候て、已一大事に及候を、様々無意三取成候」あるように、西山次郎太郎の地下追却とその後の処理は榎氏にとつて非常に重要な事柄であつたため、文書の写を有久氏や聖福寺等から入手したものと思われる。九号文書は龍山の公事や領有をめぐり早良郡代大村興景と円覚寺との間で取り交わされた文書である。これも榎氏が授受すべき文書ではないが、内容上は勿論榎氏にとつては非常に重要なものを含んでおり、「尊札之趣、対五ヶ村地下人等、可被聞之由、存其旨候」とあり、大村興景はこの後、円覚寺の意向を五ヶ村地下人に伝えている事からすれば、おそらくはその際、大村氏から写を入手したものであろうと、推測される。

その外、一〇号文書は同心が龍山公事について、新原六郎に報告し、披露を頼んだ物。正文であり、本来は新原氏の手元に残されるべき物である。この文書には、「同心（花押）」とあり、誰の花押か断定する根拠に欠けるが、榎氏の花押であると思われる。作成されたものの何らかの事情で、⁽⁴⁾新原氏に差し出されなかつたため、榎氏の手元に残つたものであろう。

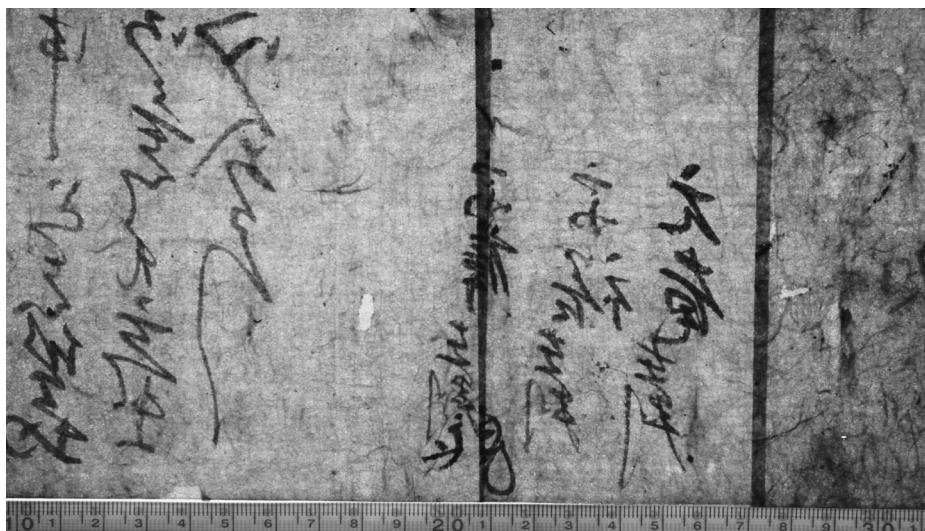
一四号文書は、西山「山之口」に関して、五ヶ村から聖福寺に愁訴して、聞き入れられなかつたが、「彼浦方」が聖福寺内の知人を通して故実を申し揃えたので、従来通り、扶持する旨、庄主元総が有久伊豆入道と新原大膳進に伝えた物である。内容から判断すれば、当然宛所に榎氏が含まれて然るべきであり、しかも正文が宛所の有久・新原氏ではなく、榎文書に含まれている事を、どのように考えたらよいか、判断に迷う所である。「彼浦方」とは、姪浜住吉宮の社務職を勤めた浦氏の事かと思われる。内容上からみれば、榎文書に含まれる必然性は充分に考えられる。八号文書は、前に述べたように三箇条にわたり円覚寺と因与康に関する非法を述べた四ヶ村同心申状案である。榎氏は、発給者の四ヶ村同心の中心人物の一人であり、手元に残した控えであろう。

以上、文書の授受関係を中心にして榎文書を主みてきたが、榎氏が榎村・五ヶ村の中心的・指導的立場にいたため、必然的に正文あるいは案文の形で榎文書に含まれる事になつたものがほとんどであるが、それ以外に写の形で、榎氏が意識的に集めた物も含まれている。次にこうした文書を榎氏が収集・保管した理由について考えてみることにしたい。

一三号文書は、西山村の「山之口役」に関して、庄主大円寺用秀と五ヶ村衆が行つた相論に郡代大村興景が裁許した物で、文中には「就筑前国早良郡西山村山之口役之事、庄主大円寺用秀与新原・榎・警固・西山・曾賀部、彼五ヶ村衆申結子細、令尋決之處、從五ヶ村、聖福寺湖心大和尚尊札 同納所榎師玄美毫通写案 用秀裏判在之并前郡代遠田石見守兼常両通」、同前郡代神代武綱裏判在之等之以数通之支証、可為先例之由、愁訴之外無他事之」とある。五ヶ村側は数通の文書を支証として提出して、先例Ⅱ自らの正当性を訴えてい

る。この内「聖福寺湖心大和尚尊札」は紛失して榎文書に現存しないが、湖心大和尚とは、永正十六年十二月足利義稙が聖福寺住持に補任した湖心碩鼎⁽⁵⁾であり、「策彦和尚入明記 初渡集」によると天文年間に派遣した第一八次遣明船の正使を務め、天文十二年の聖福寺の「安山借屋牒」にも署判を据えている。「同納所禪師玄美壹通等案、用秀裏判在之」は一二号文書、「前郡代遠田石見守兼常兩通」は一と三号文書である。郡代遠田兼常の裁許状二通には、兼常の後の早良郡代である神代武綱の裏署判が据えられており、「同前郡代神代武綱裏判在之」とはこの事であろう。前郡代遠田兼常の裁許状に新郡代神代武綱が裏判を据えた事は、前郡代遠田氏同様五ヶ村の龍山の利用を認可した事を示し、それは榎氏等の要求により据えられたものと思われる。このように榎氏等は五ヶ村の龍山用益を社会的に認めた文書類の整備・管理を行つており、こうした支証の結果、五ヶ村の龍山の用益は從来通り大村興景によつて認められ、前述したように五ヶ村の勝訴となつてゐる。

また、天文十三年、円覚寺・下司因与康との相論に関する四ヶ村同心申状案（八号文書）には、「御郡主遠田石見守兼常□□通給置候、巨細之趣明白候、其已後御郡主様代々被加御判形給置候、于今無相違証文にて候處、於子今入間敷之由承候、同聖福寺前々代尊宿元奄より給置候御一通も入間敷候之由、因与康ヨリ被申渡候」とある。遠田兼常の裁許状と郡代の加判とは前述の一、三号文書の事であり、「尊宿元奄より給置候御一通」とは二号文書の事であろう。本文書は前述のように新原・有久・榎の三名宛であるが、端裏書より有久氏に遣わされた物である。案文（写）であるが紙縦目に裏花押があり（写真②参照）、おそらくこの相論の時に作られた案文（写）であろう。榎氏はこの時二号文書は紛失して所持していな



写真② 繙目裏花押

かつたのであろうか、有久氏所持の文書で案（写）を作成し、相論終了後、榎文書に含まれることになったと推測される。榎氏を中心とする四ヶ村同心はこの様に「巨細之趣明白」で「無相違証文」を提出し、それに対し円覚寺は「入間敷」由を申して、認めようとはしていないが、結論は、四ヶ村同心の愁訴が認められて、因与康の下司職は改替させられ、庄主も円覚寺から大円寺に交替している。

また一〇号文書では、（五ヶ村力）同心は、龍山公事については、聖福寺に脇名子百姓は年中三度、侍分の者は入部庄領主へ狩河の時と年中二度の夫役を入れ、これより他に山公事は無い、として「右定之事、御代々御郡代御一筆・同聖福寺より御一筆所持仕候、御不審あるましく候」と言い放つており、郡代及び聖福寺からの文書を支証として、龍山公事に関する収奪の強化に対処している。

以上のように、龍山の用益に関する様々な文書類は領主である聖福寺や郡代の手許には保存されておらず、在地の地侍層により大切に保存され、五ヶ村による龍山の利用が守られてきた。前述したように、龍山の利用に関して、五ヶ村内分での矛盾・対立や他村或いは領主聖福寺や下司・庄主等による用益の妨害があつた場合、それを防止する第一の手段は、彼等の手許に保管されている文書類であり、それを支証として郡代や聖福寺に提出する事により、五ヶ村の龍山利用を守り通している。龍山の利用についての裁許等の基準は「先例」「前々之儀」であり（一・二三・一四号文書）、裁判で勝利するためにはこうした先例等の情報を可能な限り普段から集めておくことが必要であった。龍山に關して榎氏以外に宛てられた文書が少なからず榎文書に含まれているのは、こうした榎氏の意識的な情報・文書収集の努力の結果であった。彼らは、一方では姪浜や山門

からの龍山利用については道を堀切、追い返し、又、西山庄屋次郎太郎が「山之口」を有田に売った事に対し「五ヶ村引合候て、已一大事に及候を、様々無意ニ取成候」とあるように、在地で彼らの龍山利用を妨害するような具体的な違乱に対しても実力で対抗しながら、他方ではこの様に文書を活用して聖福寺や大内氏の早良郡代に訴え、彼らの龍山利用の公的認可を得て、権利の存続を図つてゐる。

田中克行氏は、菅浦文書の検討を進めた中で「菅浦にとつては、共有文書こそが自力救済のための最も有効な道具である」と述べてゐるが、五ヶ村にとつても同じ事がいえよう。但し、菅浦の場合は、意識的に集められた文書類が惣の共有文書として、所持・保管されてきたのに対し、五ヶ村の場合は、榎氏や有久・新原氏等、五ヶ村同心の中心的・指導的立場にいた在地有力者・地侍層によつて収集・保管されてきた点で大きく異なる。これは菅浦と五ヶ村の村落構造の違いに起因すると思われる。

以上のように龍山の利用について、文書に示されているのは他村や聖福寺等により、龍山の利用が侵害された時であるが、それ以外に龍山の利用について五ヶ村内部で様々な決まりが取り決められてゐたであろう。それらは地侍層を中心にして五ヶ村の共同体内の掟として取り決められ、聖福寺や郡代の支配に抵触することがない限り、彼等がその内容に介入することはほとんど無く、その内容をうかがうことはなかなか容易ではない。⁽⁵⁵⁾むしろ領主自体がその支配の存続のためには在地秩序に依存せざるを得ないのであり、そうしたことの一端を示す物として、室見川の上流域に存在する脊振山東門寺領脇山院のつぎの史料を上げることが出来る。

(一) 法金書状⁽⁵⁶⁾

連々可得御意候間、□状にて申入候、畏入存候、尚々
各々中御意被願⁽⁵⁷⁾。雖未申通候、以次令申候、仍上こは□弘瀬村牛方民部丞
相論地御座候て、當時□之由其聞候、如何候哉、理非之
段、謹而御役人様へ何ケ度も御愁訴申候て、可然候、理非之儀
者、定而六十三丁御老中可被御存知候、尤自此方、山上御役人
様へ御佗言申度候へ共、時義不知案内に候間、万事御老中頼存
候て、愁訴可申候、民部丞江各々中被加御意候者、自此方_越可申付候、万御心得頼存候、所仰候、恐々謹言

十月廿四日

田中左衛門尉殿
鳥飼新兵衛尉殿御宿所

法金⁽⁵⁸⁾
(花押)

(二) 寄合中各々書状写⁽⁵⁹⁾

牛方民部丞与上ノ古波新三郎申むすふ論地之儀付而、寄合中
へ預御状候、拝見仕候、則可致御報候之處⁽⁶⁰⁾、昨日まで山上へ
御愁訴申より、致無沙汰候、於山上御衆中者、多分無余儀様ニ
雖仰候、永賀法印⁽⁶¹⁾一円ニ無御分別候、□之由被仰候間、
民部丞幸ニ存候、以定日、早々被仰付候へ之由申候、定而可被
仰付候哉、乍去、先御郡代二代以御分別、□渡江付被置候事、
めいはくニ候之處、于今上ノこは新三郎として、御給主へ六カ
敷被申事、各々不及分別申候、万事為御心得候、恐惶謹言

十一月二日
おのく判

船越備後守入道殿御返報
この地方は、鎌倉期には「脇山院」と呼ばれていたが、戦国期に

は「脊振山東門寺領横山六十参町」とあり、「横山郷」とよばれ、六三町の耕地が存在した。郷内には石釜、広瀬（弘瀬）、曲淵、下ノ畠、中山、脇山、小笠木等の村が存在した。これらの村には「御百姓中」と呼ばれる惣的共同体があり、この共同体の中心に鳥飼、重松、田中、馬田、結城等地侍層がいた。また郷全体で「横山六十三丁御老中」「寄合中」と呼ばれる地侍層の共同体⁽⁶²⁾惣郷が横山神社を中心にして形成されていた。さてこの史料は、「上ノ古波新三郎」と「牛方民部丞」の相論に関するものであり、「山上御衆中」⁽⁶³⁾脊振山東門寺衆徒中の永賀法印が下した判決に法金と寄合中が異を唱えているものである。法金は(二)号文書の宛所である船越備後入道の法名と思われ、おそらく相論の対象となつてゐる論地の給人かと推測される。田中、鳥飼両氏は御老中⁽⁶⁴⁾寄合中の中心人物である。法金は(一)号の書状で、自分は「時義不知案内」であり、「理非之儀」は「六十三丁御老中」が存知しているであろうから、山上に愁訴してほしい、と依頼している。これを受けて寄合中は山上に愁訴しており、その返事が(二)号の寄合中各々書状である。この中で寄合中は永賀法印の裁決に対し「乍去、先御郡代二代以御分別、□渡江付被置候事、めいはくニ候」と異論を唱えている。この場合も、寄合中⁽⁶⁵⁾御老中は早良郡代の二代にわたる裁許状等を所持して、それに基づいて主張を行つてゐることが窺える。給主と思われる法金は、この件について全く状況が判らず、全て老中に頼むしかない状態であり、永賀の判決も先例に則つたものとは言えないであろう。以上のように在地における様々な情報やそれらを示す文書類等は在地勢力⁽⁶⁶⁾地侍層に集中して所有されており、それらを活用して、関係各方面に働きかけることにより、先例が守られ、在地勢力の既得権⁽⁶⁷⁾権利が保護されていた。又領主層も、在地の情報に関し

ては、詳しいことは不知案内であり、在地勢力に頼らざるを得なかつたのである。

おわりに

地侍を中心とする在地勢力は様々な情報・古文書類を普段から収集・保管し、それらを支証として當時の社会の紛争解決手段を通して、先例²彼等の既得権益を守り通してきた。それらの先例は、彼等在地勢力が日々の活動の中で作りあげ、獲得してきたものである。こうして彼等が作りあげ、社会の認知を得た在地の秩序³先例に対して、それらを破壊する行為⁴新儀は多くの場合領主層、とりわけその現地支配を行なう給主・下司や庄司らにみられる。西山の庄司に蘭叔を任命したことを五ヶ村各中に伝えた聖福寺納所玄実の書状（一二号文書）には「山之口等事、如前々可被申付由申与候、万一千新儀非法候者、各可被申候」とある。先例を守ろうとする在地勢力に対し、新儀を働くとする庄司、そして聖福寺・早良郡代等社会的公権力としては最終的には先例、という構図は當時の社会においては一般的に見られる構図であろう。先例を守る、という在地諸勢力の活動を歴史的に正しく位置づける事が必要なものではあるまいが。

注

- (1) 河音能平編『中世文書論の視座』（東京堂出版、一九九六年）の「序論」中世文書論の現状と課題。西岡芳文「安土・桃山時代以前の収集・保存」（『今日の古文書学』第一二二）

卷』、雄山閣出版社、二〇〇〇年）。同「情報伝達の方法」（『今日の古文書学』第三卷）、雄山閣出版社、二〇〇〇年）。藏持重裕「村落と情報」（同『中世村落の形成と村社会』、吉川弘文館、二〇〇七年）、松井輝昭『巖島文書伝来の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）等。

(2) 榊文書について触れた論考としては以下のようなものがある。太田順三「戦国大名大内氏と寺社徳政」（『佐賀大学教養部研究紀要』第一三卷、一九八一年）、同「北部九州の戦国大名領国下の村落とその支配」（『佐賀大学教養部研究紀要』第一五卷、一九八三年）、佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」（『九州史学』六九号、一九八〇年、木村忠夫編『九州大名の研究』に再録、吉川弘文館、一九八三年）、藤木久志「戦国九州の村と城」（『隈史学』五号、二〇〇四年、同『土一揆と城の戦国を行く』に再録、朝日新聞社、二〇〇六年）、稻葉継陽「戦国期北部九州における領国支配と村に関する覚書」（藤木久志・藏持重裕編『莊園と村を歩く II』、校倉書房、二〇〇四年）。

(3) 天文六年六月一日重満・永任・護則連署定書（『妙法寺榊文書』二卷二二号、本文書は昭和五三年福岡市教育委員会により翻刻されており、番号は全てそれによる。以下『榊文書』と略す）。

(4) 天文十三年三月二日四ヶ村同心申状案（『榊文書』五卷四号）。

(5) 文明十七年七月六日遠田石見守兼常下知状（『榊文書』五卷一号）、天文十三年十二月廿八日讚岐守大村興景裁許状（『榊文書』五卷七号）。

- (6) 早良郡代と安榮平城については佐伯弘次氏注（2）論文参考照。
- (7) 文龜三年九月六日大内氏奉行人連署状写（『太宰府・太宰府天満宮史料』太宰府天満宮史料補遺編、以下『天満宮史料』と略す）。猶、半濟については三村講介「大内氏の半濟制」（『古文書研究』五六号、二〇〇二年）を参照されたい。
- (8) 注（3）史料、年未詳七月十九日大村日向守重継書状案（『榊文書』四卷三号）。
- (9) 文永八年四月廿七日飯盛宮社領坪付（『青柳文書』四号、一九八一年、福岡市教育委員会編『飯盛神社関係史料集』所収、一九八一年、以下『飯盛』と略す）。
- (10) 觀応二年十二月廿五日足利直冬下文（『伊万里文書』『南北朝遺文』三三九四号）。
- (11) 永享六年十月十日大内氏奉行人連署奉書写、安富弾正忠宛・岡部勘解由左衛門尉宛（『安富家証文』二・三号、和田秀作「大内氏家臣安富氏の関連史料について（一）『山口県文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年）。
- (12) 文明二年二月十三日安富宗貞給所注文写（『安富家証文』一九号、和田秀作「大内氏家臣安富氏の関連史料について（一）『山口県文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年）。
- (13) 天文十年三月廿六日大内義隆大府宣写（『防長風土注進案』『天満宮史料』卷一四）。
- (14) 天正十五年六月廿八日天満宮領坪付（『天満宮史料』卷一六）。
- (15) 弘治三年九月廿三日聖福寺寺領目録案（『聖福寺文書』、『天満宮史料』卷十五）。
- (16) 元亨二年四月廿四日木造地蔵菩薩坐像胎内銘文（平田寛著『九州美術史年表（古代・中世編）』四一二号、二〇〇一年、九州大学出版会）。
- (17) 弘安七年十一月十九日筑前国在庁官人連署状（『太宰府市史 中世資料編』一二〇号）。
- (18) 『筑前国続風土記拾遺』早良郡中「定禪寺」の項。定禪寺跡は現在明法寺のすぐ隣にあり、墓石や板碑が林立している。が、現在も墓地として使用されて、明法寺が管理している。明法寺前住職榊輝雄氏によると、明法寺は定禪寺から分かれた時、天台宗から浄土真宗に改め、それ以前は天台宗であったという事である。
- (19) 正応二年三月十二日蒙古合戦勲功賞配分状案（『榊文書』二卷二号、『鎌倉遺文』一六九一七号）。
- (20) 延慶三年四月廿五日高重法師女子初若等連署寄進状写（『鎌倉遺文』二三九七五号）。
- (21) 正和五年一月十二日少式貞経施行状（『榊文書』二卷五号、『鎌倉遺文』二五七四一号）。
- (22) 建武三年七月十七日源貞康軍忠狀（『榊文書』二卷三号、『南北朝遺文 九州編』六八七号）。
- (23) 貞和四年十月十九日宮内少輔一色直氏軍勢催促状（『榊文書』二卷八号、『南北朝遺文 九州編』二五四三号）。
- (24) 応永九年七月廿九日少式貞頼書下（『詫磨文書』『榊文書』二卷六・七・九・一〇・一一号）。
- (25) 応永九年七月廿九日少式貞頼書状（『詫磨文書』『榊文書』参考史料二号）、年未詳八月廿二日少式貞頼書状（『詫磨文書』『榊文書』参考史料三号）。
- (26) 天文元年六月廿八日大村日向入道重継書状案（『右田毛利

家文書 永田秘録八十七、「飯盛」参考史料 五号)。

(27) 文明十七年七月六日遠田石見守兼常下知状(『榊文書』五
卷一号)。史料集では「両郷」と読んだが、「両」と「多」で
はくずし方が近似しており、その後「多郷」と読み、「他
郷」の意味に解釈した。具体的には「下村」の事であろう
(『榊文書』五卷三号)。「猶先例をそむき、山事無正体仕成
候者、郡代扶助閑之事、此方家人ニ可申付候由、西山次郎太
郎ニ可被申付候」と郡代が五ヶ村地下中にことわつてゐるこ
とから、西山次郎太郎が下村の龍山利用に関与してゐたと思
われる。

(28) 延徳二年極月廿九日宗藤・宗裕・元奄連署状案(『榊文
書』五卷二号)、延徳三年二月十二日石見守遠田兼常裁許状
(『榊文書』五卷三号)、延徳三年四月十七日聖福寺僧用学等
三名連署預ケ状案(『榊文書』三卷六号)。

(29) 延徳三年二月十二日石見守遠田兼常裁許状(『榊文書』五
卷三号)、年末詳三月廿一日同心披露状(『榊文書』五卷六
号)。猶、同心披露状の破損により判読不可能な部分は『児
玉韞採集文書』より補つた。

(30) 「狩河」とは『日本国語大辞典』によると、(1)漁法の
一種(2)木材を筏に組まず、一本ずつ川に落として流す
事、(3)鳶口で木材を流す事、の意味があるとされてい
る。この場合(2)および(3)の内容があてはまると思わ
れる。いずれにしても龍山から切り出した木材を室見川を
使つて下しており、榎村には「かり川六郎四郎屋敷」「かり
川三郎衛門屋敷」等、これらのことと職業とする専門集団が
住んでいた(『飯盛宮行事役屋敷注文写』、「青柳文書」一四

号、「飯盛」所収)。江戸時代の地誌類によると「雁川五戸の
産神」とされる「雁川天神社」が鎮座している(加藤一純・
鷹取周成編『筑前国続風土記附録』四箇村条、一九七七年、
文献出版)。詳しくは別稿を予定している。

(31) 後述するように、西山下司因与康が山門、橋本、姪浜津等
の住人に対し、「札銭を被召、札をくはり」て人馬を入れた
として、四ヶ村同心から訴えられている(天文三年三月二日
四ヶ村同心申状案(『榊文書』五卷四号))。

(32) 「殊彼龍山事者、入部庄之内に候、神代右近將監正綱與興
景兩人當知行之山候」(天文十三年三月廿一日大村興景書狀
案(『榊文書』三卷一号))。入部庄は太宰府天満宮日別御供料
所で内野村を含んで八〇町の広さをもつ莊園であるが(年月
日未詳太宰府天満宮日別御供料所注文(『天満宮史料』太宰
府天満宮史料補遺編)、天文十五年段階では本知行分四〇町
の代官職・給主土貢分は神代氏が、当知行分四〇町の代官職
は大村氏がそれぞれ拝領している(天文十五年四月五日大村
興景讓状、「常榮寺文書」『天満宮史料』卷一四)。

(33) 天文十三年十二月廿八日讚岐守大村興景裁許状(五卷七
号)。

(34) 天文十三年三月廿一日大村興景書状案(『榊文書』三卷一
号)。

(35) 文明十七年七月六日遠田石見守兼常下知状(『榊文書』五
卷一号)。

(36) 延徳三年二月十二日石見守遠田兼常裁許状(『榊文書』五
卷三号)。

(37) 川添昭二「博多円覺寺の開創・展開」(市史研究ふくお

か』創刊号、二〇〇六年三月)。

- (38) 天文十三年三月二日四ヶ村同心申状案(『榊文書』五巻四号)。本史料には付年号で「天文三」とあり、他方端裏書には「天文十三三月二日」とある。この申状とともに円覚寺の龍山支配について記した史料として円覚寺宛大村興景書状案(『榊文書』三巻一号)がある。この書状は「天文十三年三月廿一日」である事から、天文十三年が正しく、付年号は十を欠落したものであろう。
- (39) 天文廿三年十一月廿八日新原譲岐守書状写(宛)五ヶ村地下(『太宰管内志 筑前之六 早良郡下』所収)。
- (40) 天文四年二月十三日牧右馬允並盛百姓召抱証文(『牛尾文書』五号、『飯盛』所収)。
- (41) 飯盛神社については拙稿「筑前国早良郡飯盛社について」(『市史研究ふくおか』四号掲載予定)参照されたい。
- (42) 注(34)史料。
- (43) 注(33)史料。
- (44) 天文十三年十二月十二日聖福寺僧安下知状案(『榊文書』三巻四号)。(天文十三年カ) 聖福寺納所玄実書状案(『榊文書』五巻五号)。猶、史料集では「蘭叔唯元」と解説したが、誤読であり、「蘭叔坐元」と訂正したい。
- (45) 注(33)史料。
- (46) 月日未詳大円寺用秀書状写(『太宰管内志 筑前之六 早良郡下』所収)。
- (47) 大村重継の郡代及び安樂平城督としての活動については佐伯弘次の注(1)論文参照。同論文には安樂平城衆の愁訴からこの大村重継書状発給に至るまでの経緯が詳細に述べられ
- (48) 福岡市早良区四箇三二九、有久ヨシ子氏所蔵。本文書は一九八〇年福岡市教育委員会にて調査、写真撮影を行い、その時撮影した写真は福岡市博物館に所蔵されている。現在同家に問い合わせる所在不明とのことである。
- (49) 同心ではないが、惣の花押が個人の花押を以て代用されていた事については川島将生「惣の印・惣の花押」(『立命館文学』五四九号、一九九七年)を参照。
- (50) 永正四年(一五〇七)右衛門佐書下(『児玉鑑採集文書』四巻)本文書は浦左京太夫の姪浜住吉宮社務職を安堵した物であるが、発給者の右衛門佐については渋川氏であるとする指摘もなされている(黒嶋敏「九州探題考」、『史学雑誌』一六編三号、二〇〇七年)。浦氏に関する文書は氏里文書や『筑前国町村書上帳』に収められている。
- (51) 九州史料刊行会編『九州史料叢書 安山借家牒』(一九六二年)。
- (52) 『天満宮史料』卷十四)。
- (53) この点について、既に稻葉繼陽氏は「榊氏や鳥飼氏のように村や惣郷全体の利益に関わる文書を蓄積して領域権力の法廷に提出し、或いは地域権力の紛争解決に奔走した」(注1論文)と指摘されている。
- (54) 田中克行「村の紛争解決と共有文書」(勝俣鎮夫編『中世人の生活感覚』、山川出版社、一九九六年、同氏『中世の惣村と文書』再録、山川出版社、一九九八年)。
- (55) 小百姓層と侍身分では公事負担に相違がみられることが、龍山の利用の仕方についても両者の間で相違があつたと

ている。

思われる。ただこうした龍山利用を含めて在地の慣行が何処まで文章化されていたは不明であり、明文化されない、言語の世界が残されていた可能性は多分にあつたと思われる。

(56)

『鳥飼文書』二三号（『九州史学』七七号、一九八三年、『福岡市埋蔵文化財調査報告書』六九集脇山Ⅱ）、一九九一年）。

(57)

「鳥飼文書」二四号（同上）。

(58) 以上については拙稿「脊振山の所領支配と村落」（『九州史学』八八・八九・九〇号、一九八七年）、同「中世における水利・耕地の開発・村落の形成」（『九州史学』一二〇号、一九九八年）参照。